

## 国税速報 平成 23 年 8 月 29 日 第 6179 号

### 〈訂 正〉

8 月 29 日付第 6179 号 26 ページ掲載、疑問相談『資産税（相続税）遺留分の減殺請求と相続税の手続』に誤りがありましたので、下記のとおり訂正し、お詫び致します。

|      |  |
|------|--|
| 訂正箇所 | 26 ページの【解説】上から 6 行目  |
| 正    | …未分割財産の分割により、確定した相続税額に不足が生じた者は修正申告書を提出することができ、税額が過大となった者は、4 か月以内に更正の請求ができます…                         |
| 誤    | …未分割財産の分割により、確定した相続税額に不足が生じた者は <u>分割確定から 10 か月以内に修正申告書を提出することができ</u> 、税額が過大となった者は、4 か月以内に更正の請求ができます… |